

老朽空家等除却確認書交付申請のための提出書類一覧表

確認事項	提出書類	発行窓口	
除却された家屋とその跡地の確認	次の書類を提出してください。 直近の固定資産税納税通知書の写し  ※「建築年」が昭和56年・57年の方は、次の書類を用意してください。(いずれか1つ)		
	建築年月日がわかる書類	<input type="checkbox"/> 建築確認書の写し	お持ちの方は持参してください。
	<input type="checkbox"/> 建物、土地の登記事項証明書	法務局	
	<input type="checkbox"/> 固定資産評価額証明書（建物、土地）直近年度のもの	資産税課	
	<input type="checkbox"/> 建築台帳記載事項証明書 （昭和50年以前の建物の場合、建築年が記載されない場合があります。事前にご相談ください。）	建築審査課（第2庁舎）	
（！）固定資産税納税通知書がない場合や「建築年」が記載されていない場合は、事前にご相談ください。			
空家であったことの確認	次の書類をすべて提出してください。		
	<input type="checkbox"/> 電気、水道、ガスの使用中止日がわかる書類 ※水道中止証明書の交付を申請する方は、添付書類などをご確認ください。	上下水道経営課（鶯宮行政センター） 電気、ガス会社が発行	
<input type="checkbox"/> 最後に住んでいた方の除かれた住民票の写し （市内に転居した場合は、以前住んでいたことがわかる住民票の写し又は戸籍の附票の写し）	市民課総合窓口 又は各行政センター市民係 （戸籍の附票の場合は本籍地）		
除却日を確認できる書類	次の書類を提出してください。(いずれか1つ)		
	<input type="checkbox"/> 除却後の閉鎖事項証明書の写し	法務局	
	<input type="checkbox"/> 解体（除却）証明書の写し	解体事業者発行	
<input type="checkbox"/> 建物除却時の契約書の写し	お持ちの方は持参してください。		
除却の確認	<input type="checkbox"/> 除却後の写真	裏に撮影日を記載してください。	